

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一四七―一

人事院規則九一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則九一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）</p> <p>第三条 給与法附則第八項第二号の人事院規則で</p>	<p>（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）</p> <p>第三条 給与法附則第八項第二号の人事院規則で</p>

定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。

一 次に掲げる職員 六十二歳

イ (略)

ロ 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の庁に限る。

ハにおいて同じ。）の長官、警察庁長官、

消費者庁長官及びこども家庭庁長官

ハ・ニ (略)

二 (略)

定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。

一 次に掲げる職員 六十二歳

イ (略)

ロ 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の庁に限る。

ハにおいて同じ。）の長官、警察庁長官及

び消費者庁長官

ハ・ニ (略)

二 (略)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。